

食品安全委員会の活動状況及び今後の予定等について

1. 食品安全委員会の発足までの経緯

(1) 食品行政を取り巻く状況の変化

- ① 国民の食生活を取り巻く状況の変化
 - ・ 食品流通の広域化・国際化の進展
 - ・ 新たな危害要因の出現（O157、プリオン等）
 - ・ 遺伝子組換え・クローン等の新たな技術の開発や分析技術の向上
- ② 食の安全を脅かす事件の頻発
 - ・ 国内初のBSEの発生（平成13年9月）
 - ・ 輸入野菜における農薬の残留や国内における無登録農薬の使用等
- ③ 食品の安全性に関する国際的動向
 - ・ リスクの存在を前提に、これを科学的に評価し、管理すべきとの考え方（リスク分析手法）が一般化

(2) 食品安全基本法の制定

- ・ 「BSE問題に関する調査検討委員会」（厚生労働省及び農林水産省の諮問機関）の報告書において、リスク評価機能を中心とする新たな行政機関の設置等を提言（平成14年4月）
- ・ 「食品安全行政に関する関係閣僚会議」において、「今後の食品安全行政のあり方について」として、食品安全委員会の設置等を取りまとめ（平成14年6月）
- ・ 国民の健康保護を最優先とする等の基本理念、関係者の責務・役割、食品安全委員会の設置等を内容とする食品安全基本法の制定（平成15年2月に法案を国会に提出、同年5月成立・公布、7月施行）

(3) 食品安全委員会の発足

- ・ 食品安全基本法に基づき、本年7月1日、内閣府に食品安全委員会が発足
- ・ 同日、内閣総理大臣が、谷垣禎一食品安全担当大臣及び食品安全委員会の委員7名を任命

2. 食品安全委員会の役割・組織

(1) 役割

- ・ 規制や指導等のリスク管理を担当する行政機関（厚生労働省、農林水産省等）から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施
- ・ 重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応やリスクコミュニケーションに関し、政府全体における要として活動

(2) 組織

- ・ 委員会は、7名の委員（有識者から任命され、任期は3年、委員のうち4名は常勤で3名は非常勤）で構成
- ・ 専門の事項を調査審議させるため、専門委員（約200名）を学識経験者から内閣総理大臣が任命し、専門調査会を構成

委員会の活動方針等を検討する「企画専門調査会」、リスクコミュニケーションのあり方等を検討する「リスクコミュニケーション専門調査会」、緊急時の対応のあり方等を検討する「緊急時対応専門調査会」及び危害要因ごとに食品健康影響評価について調査審議する13の専門調査会

- ・ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を設置（4課1官体制で、職員は事務局長以下54名）

(3) 主な所掌事務

- ・ 食品中の微生物や化学物質等が人の健康に及ぼす影響についての科学的評価（食品健康影響評価）の実施

添加物の指定、残留農薬等の規格・基準の設定、動物用医薬品の承認等については、関係各大臣は、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けなければならないこととされている。また、食品安全委員会は、自ら必要と判断した場合にも、食品健康影響評価を行うことができることとされている。

- ・ 食品健康影響評価の結果に基づく講ずべき施策に関する関係各大臣への勧告、当該評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視、当該監視の結果必要と判断される場合における関係各大臣への勧告

- ・ 食品健康影響評価の内容等に関する幅広いリスクコミュニケーションの実施

3. 食品安全委員会のこれまでの活動状況

(1) 食品安全委員会の運営等

- ・ 7月1日の発足以来、原則毎週1回、9月11日までに10回開催
- ・ 委員会運営規程及び専門調査会運営規程を定めたほか、会議の公開について決定し、現在まですべての会合が公開で開催

(2) 食品健康影響評価の実施

- ・ 厚生労働省及び農林水産省からの要請（9月11日までに22件）に応じ、添加物、動物用医薬品、かび毒等について食品健康影響評価を実施し、その結果を通知（同日までに11件（一部実施のものも含む））

食品健康影響評価の具体例

- ・ 食品添加物として使用される酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムについて評価を行い、「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度」との薬事・食品衛生審議会における評価結果を妥当と判断するとともに、「栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児が過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべき」旨を厚生労働省に通知
- ・ いわゆるアマメシバを大量長期に摂取させることが可能な粉末・錠剤等の加工食品について、参考人として臨床医や研究者から意見を聴取し、その症例等を踏まえて評価を行い、当該食品の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない旨判断

この評価結果を受けて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証はないものの、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要するとの判断から、厚生労働省は、改正食品衛生法第4条の2第2項が適用される初めてのケースとして、アマメシバの粉末等の販売を禁止

(3) リスクコミュニケーションの促進等

- ・ 7月8日、委員会のホームページを開設
- ・ 8月1日、食の安全ダイヤルを設置（8月中の問合せ件数50件）
- ・ 9月5日、食品安全モニター470名を依頼（2,825名が応募）

- ・ 委員と消費者団体、食品産業関係者等との意見交換会を開催
(9月16日現在6回)

(4) 専門調査会の開催等

- ・ 企画、リスクコミュニケーション及び緊急時対応の専門調査会を設置
- ・ 評価に関する専門調査会については、プリオン専門調査会を開催したほか、今後、順次開催
- ・ 企画及びリスクコミュニケーションの専門調査会において、食の安全の確保に関心を有する消費者等から専門委員を公募。応募者96名のうちから論文選考により10名を選抜し、委員の面接により各2名を決定

4. 食品安全委員会の今後の予定

(1) 食品健康影響評価の実施

- ・ リスク管理機関から要請を受けたものについて、国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、緊急性も考慮しつつ、順次、評価を実施
- ・ 国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、国民からの意見等に基づき、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、委員会自らの判断により評価を実施
- ・ 遺伝子組換え食品等の安全性に関し、新たに審査基準を策定

(2) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項の検討

- ・ 内閣総理大臣からの意見の求めに応じ、企画専門調査会における調査審議の結果を踏まえ、基本的事項に盛り込むべき事項について検討

(3) リスクコミュニケーションの促進等

- ・ リスクコミュニケーション専門調査会において検討を進めるとともに、関係行政機関と連携しつつ、全国各地で食の安全について意見交換会を開催
- ・ 食品安全行政の推進に当たって国と地方の密接な連携を図るため、都道府県や政令指定都市等と意見交換を行う全国食品安全連絡会議を開催
- ・ 全国6カ所程度で食品安全モニター会議を開催

(4) 緊急時対応マニュアルの策定

- ・ 緊急時対応専門調査会において緊急時対応マニュアルの検討を行い、これを策定

委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

(平成15年9月16日現在)

文書番号	食品健康影響評価の対象
・厚生労働省発食安第0701012号	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
・厚生労働省発食安第0701015号	清涼飲料水
・厚生労働省発食安第0701016号のうち	添加物 L-アスコルビン酸2-グルコシド
・厚生労働省発食安第0701017号のうち	添加物 亜硫酸塩類
・厚生労働省発食安第0701021号	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
・厚生労働省発食安第0701023号	添加物 タール色素
・厚生労働省発食安第0801001号	遺伝子組換え食品 ワタ281系統、ワタ3006系統、ワタ281系統とワタ3006系統を掛け合わせた品種、トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種
・15消安第981号 ・厚生労働省発食安第0805007号	} 飼料添加物 リボフラビン
・15消安第987号 ・厚生労働省発食安第0805006号	
・15消安第1154号	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
・15消安第1321号 ・厚生労働省発食安第0825002号	} 飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン

注： 印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件

(参考) 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

府食第27号(7/24)	かび毒 パツリン
府食第28号(7/24)	添加物 メチルヘスペリジン
府食第29号(7/24)	添加物 コウジ酸
府食第30号(7/24)	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
府食第34号(7/31)	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム
府食第35号(7/31)	添加物 酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
府食第68号(8/28)	動物用医薬品 カルバドックス
府食第69号(8/28)	添加物 アセスルファミカリウム
府食第83号(9/4)	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
府食第99号(9/11)	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
府食第101号(9/11)	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保

関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合

(平成15年8月29日現在)

食品衛生法(食品安全基本法第24条第1項第1号)

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第4条第2号ただし書	有毒・有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがある食品・添加物であっても、人の健康を損なうおそれがないため販売等の禁止の対象とはしない場合を定めようとするとき (洗浄剤について準用)
第4条の2第1項	人の健康を損なうおそれがない旨の確証がない新開発食品について、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認める場合において、その販売を禁止しようとするとき
第4条の2第2項	通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されている食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認める場合において、その販売を禁止しようとするとき
第4条の2第3項	食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合であって、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかった物が含まれていることが疑われ、かつ、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認める場合において、その食品の販売を禁止しようとするとき
第4条の2第4項	第4条の2第1項から第3項までの規定による販売の禁止の全部又は一部の解除をしようとするとき
第5条第1項	病肉等の販売等が禁止される獣畜・家きんの種類、獣畜・家きんの疾病の範囲を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第6条	人の健康を損なうおそれがない場合として添加物を指定しようとするとき
第7条第1項	食品・添加物についての製造等の方法の基準又は成分の規格を設定・変更しようとするとき (洗浄剤について準用)
第10条第1項	器具・容器包装等についての規格又は製造方法の基準を定めようとするとき (集団給食施設において使用する器具・容器包装等について準用)
第19条の18第1項	食品・添加物の製造・加工過程において有毒・有害な物質が混入することを防止するための措置に関する基準を定めようとするとき

農薬取締法(食品安全基本法第24条第1項第2号)

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第1条の3	農薬の公定規格(含有すべき有効成分の量、含有を許される有害成分の最大量等)を設定・変更・廃止しようとするとき
第2条第1項	特定農薬(原材料に照らし人畜等に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬)を指定・変更しようとするとき

第3条第2項	農薬の登録を保留することができる場合に該当するかどうかの基準（水産動植物被害に係る基準及び水質汚濁に係る基準を除く。）を設定・変更しようとするとき （外国製造農薬に係る登録について準用）
--------	--

肥料取締法（食品安全基本法第24条第1項第3号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第3条第1項	肥料の公定規格（含有すべき主成分の量、含有を許される有害成分の最大量等）を設定・変更・廃止しようとするとき
第4条第1項第4号	特定普通肥料（含有している成分の残留性からみて、施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産される普通肥料）を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき
第7条第1項・第8条第3項	特定普通肥料についての登録・仮登録をしようとするとき （外国生産肥料の登録・仮登録について準用）
第13条の2第2項	特定普通肥料についての変更の登録・仮登録をしようとするとき （外国生産肥料の登録・仮登録について準用）
第13条の3第1項	特定普通肥料についての変更の登録・仮登録をし、又はその登録・仮登録を取り消そうとするとき （外国生産肥料の登録・仮登録について準用）

家畜伝染病予防法（食品安全基本法第24条第1項第4号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第2条第1項	家畜伝染病（家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、その予防だけでなくまん延防止のための措置を講じる必要のある伝染病）について、法第2条第1項に定める家畜以外の家畜の種類を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき
第4条第1項	家畜伝染病に準じる伝染病でその発生につき農林水産大臣に届出の必要があるもの（届出伝染病）の種類、家畜の種類を定める農林水産省令を制定・改廃しようとするとき
第62条第1項	家畜伝染病及び届出伝染病以外の家畜の伝染病について本法のまん延防止措置等を準用する対象疾病・家畜の種類を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（食品安全基本法第24条第1項第5号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第2条第3項	飼料添加物（飼料の品質を低下の防止等を目的として飼料に添加する等の方法により、使用できるもの）を指定しようとするとき
第3条第1項	有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、飼料・飼料添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格を設定・改正・廃止しようとするとき

第23条	有害畜産物が生産されること等を防止するため、有害な物質を含む飼料・飼料添加物等の製造・輸入・販売・使用を禁止しようとするとき
------	--

と畜場法（食品安全基本法第24条第1項第6号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第13条第1項第3号	と畜場以外の場所であっても直ちにと殺することが必要な場合においてはと殺することができる獣畜の疾病の範囲を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第14条第6項	と畜場における検査の方法等について定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

水道法（食品安全基本法第24条第1項第7号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第4条第2項	水道により供給される水の備えるべき要件（水質基準）（病原微生物、有毒物質等の含有に関する基準等、水の安全性の確保に関する基準に限る。）についての厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき

薬事法（食品安全基本法第24条第1項第8号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第14条第1項	医薬品等（人畜共用医薬品並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療用具をいう。以下同じ。）の製造についての承認をしようとするとき （医薬品等の輸入販売について準用）
第14条の4第1項	製造についての承認を受けた新医薬品等（既存の医薬品等とは効能効果等が明らかに異なる医薬品等をいう。以下同じ。）に関し、承認後の使用成績等に照らして安全性の再確認（再審査）を行おうとするとき （外国において製造される新医薬品等の製造についての承認を受けた場合、新医薬品等の輸入販売についての承認を受けた場合について準用）
第14条の5第1項	製造についての承認を受けた医薬品等に関し、科学技術の進歩等に応じ、当初承認された有効性、安全性の見直し（再評価）を行おうとするとき （外国において製造される医薬品等の製造についての承認を受けた場合、医薬品等の輸入販売についての承認を受けた場合について準用）
第19条の2第1項	外国において製造される医薬品等の製造についての承認をしようとするとき
第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第2項第2号	動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。以下同じ。）の使用に係る対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物）を定める農林水産省令を制定・改廃しようとするとき

第83条の5第1項	対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品（動物用医薬品を除く。）であって、適正に使用されなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、使用者が遵守すべき基準を定める農林水産省令を制定・改廃しようとするとき
-----------	--

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（食品安全基本法第24条第1項第9号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第2条第3項	農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質（特定有害物質）を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき
第3条第1項	農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域（農用地土壌汚染対策地域）の要件を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食品安全基本法第24条第1項第10号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第11条	食鳥処理業者が講ずべき食鳥処理場の衛生管理等の公衆衛生上必要な措置に係る基準を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第15条第5項	食鳥処理場における食鳥検査の方法等について定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第19条	食鳥処理業者が食鳥検査に合格しなかった等の食鳥等に関し講ずべき消毒・廃棄等の措置について定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（食品安全基本法第24条第1項第11号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
附則第2条の2第1項	既存添加物名簿にその名称が記載されている添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認める場合において、当該添加物の名称を既存添加物名簿から削除しようとするとき

ダイオキシン類対策特別措置法（食品安全基本法第24条第1項第12号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第6条第1項	ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量（耐容一日摂取量）を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

牛海綿状脳症対策特別措置法（食品安全基本法第24条第1項第13号）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
第7条第1項	と畜場における解体後の牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
第7条第2項	と畜場の設置者・管理者が焼却することにより衛生上支障のないように処理しなければならない牛の特定部位の範囲及びその例外を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき

その他政令・内閣府令で定めるとき（食品安全基本法第24条第1項第14号・食品安全委員会令第1条第1項・食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令）

条 項	食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合
と畜場法施行令第8条第1項	と畜場においてその有無について検査を行う疾病の範囲を定める厚生労働省令を制定・改廃しようとするとき
食品安全基本法第24条第1項第1号から第13号までに掲げる法律に基づく命令（政令を除き、告示を含む。）の規定に基づき食品の安全性の確保に関する施策を策定しようとする場合であって、同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価が行われなければならないときとして内閣府令で定めるとき	
食品、添加物等の規格基準第1食品の部A第3款、第4款、第2添加物の部D 同基準第1食品の部A第5款 同基準第1食品の部B第6款、第2添加物の部E第3款	組換えDNA技術によって得られた生物若しくは当該生物を利用して製造された添加物又は組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき 特定保健用食品についての安全性審査を行おうとするとき 組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造される食品・添加物に係る製造の基準を定めようとするとき
農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イ、第2号ロ	農薬の登録を保留することができる場合に該当するかどうかの基準として、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準を定めようとするとき
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)の子	組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料の安全性についての確認を行おうとするとき

同令別表第1の1の(1)のチただし書	組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料が安全性の確保に支障がないかどうかの基準を定めようとするとき
同令別表第1の1の(1)のツ	組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造されたものを含む飼料の安全性についての確認を行おうとするとき
同令別表第1の1の(2)のシ	組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造される飼料に係る製造の方法の基準を定めようとするとき
同令別表第2の2	組換えDNA技術によつて得られた生物を利用して製造されたものを含む飼料添加物の安全性についての確認を行おうとするとき
同令別表第2の3の(7)	組換えDNA技術によつて得られた微生物を利用して製造される飼料添加物に係る製造の方法の基準を定めようとするとき

Food Safety Commission

食品安全委員会

更新期日:平成15年9月11日

HOME

- ① 重要なお知らせ
- ② 新着情報
- ③ 委員会からのお知らせ
- ④ 食品健康影響評価について
- ⑤ 皆様との情報・意見の交換
- ⑥ 事務局のご案内
- ⑦ 法令について
- ⑧ 食の安全ダイヤルについて

重要なお知らせ

[詳細はこちら](#)

新着情報

[詳細はこちら](#)

リスクコミュニケーション専門調査会(第1回)の開催について [PDF](#) 平成15年9月10日

企画専門調査会(第1回)の開催について [PDF](#) 平成15年9月10日

委員会からのお知らせ

[詳細はこちら](#)

次回(第11回)の食品安全委員会は、9月18日(木)14:00より食品安全委員会大会議室において開催予定です

[食品安全委員会について](#)

[食品安全委員会の運営について](#)

[委員会開催情報](#)

[専門調査会開催情報](#)

食品健康影響評価について

「サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の加工食品」に係る食品健康影響評価について [PDF](#)

[食品安全委員会に対し意見を求められた案件](#)

[関係大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合\(平成15年8月29日 現在\)](#)

皆様との情報・意見の交換

[詳細はこちら](#)

[皆様から寄せられた問い合わせについて](#)

[関係団体等との意見交換会の実績](#)

事務局のご案内

[詳細はこちら](#)

[食品安全委員会の構成](#)

[所在地・アクセス](#)

法令について

[詳細はこちら](#)

[食品安全基本法\(平成15年8月29日現在\) \[PDF\]\(#\)](#)

[食品安全基本法の概要 \[PDF\]\(#\)](#)

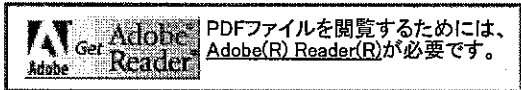
[食品安全委員会令\(平成15年8月29日現在\) \[PDF\]\(#\)](#)

[内閣府令](#)

関連機関へのリンク

[食品安全行政に関する関係閣僚会議\(首相官邸ホームページ\)](#)

[食公庁\(首相官邸ホームページ\)](#)



〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ガルデンス・ビル6階

Copyright(c) 2003 Food Safety Commission All Right Reserved

リスクコミュニケーションについて

- 1 食品安全委員会においては、関係行政機関とも連携を図りつつ、関係者との情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）に積極的に取り組むこととしている。

具体的には、これまで、以下の取組等を行ってきたところである。

- ・ 委員会においては、原則公開として透明性の確保に努めており、議事録等委員会の審議状況等もホームページ上で情報提供。
- ・ 消費者、食品関連事業者等関係者との意見交換会を開催。

（参考）

消費者団体、食品関連事業者、国民生活センター・消費生活センター等との意見交換会を開催。

- ・ 幅広く消費者等から食品の安全性に関する情報提供、問合せ、意見等を頂くため、「食の安全ダイヤル」を設置。

（参考）

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問、意見等

問合せ件数

平成15年8月1日～31日 50件（質問：39件、意見その他：11件）

内訳

・ 食品安全委員会の運営に関すること	4件
・ 食品健康影響評価に関するもの	12件
・ 法律に関する質問	5件
・ 食品の安全性全般について	17件
・ 食品表示に関するもの	7件
・ その他	5件

- ・ 委員会からの勧告等に基づき講じられる施策の実施状況について報告を受けるとともに、食品安全行政に関する意見、要望等を聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の推進を図るため、食品安全モニター470名を依頼。

2 今後の予定

食品安全委員会においては、今後、以下の取組等を行う。

- ・ リスクコミュニケーション専門調査会の設置

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議を行うため、消費者、食品関連事業者、マスコミ、リスクコミュニケーション分野の専門家、公募委員等で構成されるリスクコミュニケーション専門調査会を設置。

第1回目の会合を平成15年9月17日(水)に開催予定。

- ・ 意見交換会の開催

消費者、食品関連事業者等関係者との間でリスクコミュニケーションを行うとともに、その進め方や手法の検討に資するため、今後、全国各地で関係者との意見交換会を開催。

緊急時対応について

- 1 重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応については、緊急時対応専門調査会において、その対応のあり方等に関する事項を調査審議することとされている。

8月28日に開催された第1回専門調査会においては、食品の摂取を通じて国民の生命又は健康に重大な被害が生じるおそれがある場合等において、食品の安全性を確保する観点から緊急な対応を適正に行うための基本指針について、今後、別紙1の事項を内容とする調査審議を行うこととされた。

- 2 また、緊急時の対応を適切に行うためには、平時から食品の摂取を通じた国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報の広範囲な収集及び分析を行うことが重要であることから、食品安全委員会として別紙2の広範囲な対象から情報を収集することとしている。

食品安全委員会緊急時対応基本指針項目

- 1 食品安全委員会の役割
- 2 対応の基本
- 3 対象となる緊急事態等
- 4 緊急時における体制
- 5 連絡要領
- 6 関係行政機関との連絡体制
- 7 情報収集のあり方
- 8 緊急対策本部の設置
- 9 関係府省連絡会議の設置
- 10 専門委員の委員会への参加
- 11 調査研究
- 12 情報提供
- 13 勧告及び意見
- 14 その他

情報収集の範囲

1 関係行政機関

厚生労働省、農林水産省、環境省、地方自治体等

2 国内関係機関

国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所、(独)農林水産消費技術センター、(独)動物衛生研究所、(独)食品総合研究所等

3 国際関係機関

WHO (世界保健機関)、FAO (国連食糧農業機関)、Codex Alimentarius (食品規格委員会)、OIE (国際獣疫事務局)、IARC (国際癌研究機関)等

4 関係国公的機関

- ・アメリカ：CDC (疾病予防センター)、FDA (厚生省 / 食品医薬品庁)、USDA (農務省)、EPA (環境保護庁)
- ・カナダ：CFIA (食品検査庁)、Health Canada (厚生省)
- ・EU：EC (欧州委員会)、EFSA (欧州食品安全機構)
- ・イギリス：FSA (食品基準庁)
- ・フランス：AFSSA (食品衛生安全局)
- ・オランダ：RIVM (公衆衛生・環境保護研究所)

等

5 学術雑誌、関係学会・団体

6 食品安全モニター、食の安全ダイヤル

7 インターネットニュースサイト

8 新聞等マスメディア

9 委託調査、現地調査